

「消防技術戦略会議」開催要綱

1 目的

消防分野における新技術の研究開発・実用化や現場導入を推進していくため、科学技術の進展を踏まえ、中長期的視点に立って、消防技術戦略のあり方について検討を行う。

2 名称

本会議の名称は、「消防技術戦略会議」（以下「会議」という。）とする。

3 検討事項

- (1) 中長期的な視点に立った消防技術戦略のあり方に関する事
- (2) 消防技術の重点分野に関する事
- (3) 関係機関との相互連携に関する事
- (4) 新技術の消防活動の現場への実装・導入に関する事
- (5) (1)から(4)の実施状況に関する事
- (6) その他消防技術に関する事

4 会議

- (1) 会議は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び構成員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーの会議への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

5 任期

座長及び構成員の任期は、原則2年とする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

6 雑則

- (1) 会議の庶務は、消防庁総務課技術戦略室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が会議の運営上必要と認める場合はこの限りではない。
- (4) 議事要旨及び配布資料（以下「議事要旨等」という。）は、原則として公開とする。ただし、議事要旨等を公開することにより当事者又は第三者の権利や利益を害するおそれがあることその他の理由により座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。